

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、児童手当等の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

須坂市教育委員会

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。また、サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六の項及び百七の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 子ども課
②所属長の役職名	教育委員会 子ども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須坂市総務部総務課 長野県須坂市大字須坂1528-1 電話026-248-9000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須坂市教育委員会子ども課 長野県須坂市大字須坂1528-1 電話026-248-9026
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・保護責任者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)。 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 所属長の役職名	藤澤 隆	新井修一	事後	人事異動による
令和3年3月1日	5.評価実施機関における担当 部署 所属長の役職名	子ども課長 新井修一	子ども課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 いつの時点の計数か	2015/4/1	2021/3/1	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	V リスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規	事前	公金受取口座登録制度の運 用開始に伴う追加
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		また、サービス検索・電子申請機能での書類の 受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	3. 中間サーバ	3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 (申請管理システムによる基幹システムへの取	事後	申請管理システムの導入に伴 う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	4. サービス検索・電子申請機能	4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴 う見直し
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和7年3月31日	I -1-②	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。 住民からの児童手当認定請求書等の届出によ	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。 住民からの児童手当認定請求書等の届出によ	事後	制度改正による
令和7年3月31日	I -3	・番号法第9条第1項 別表第一56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	・番号法第9条第1項 別表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	見直しによる修正
令和7年3月31日	I -4-②	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	法改正及び見直しに伴う修正